

TAC管理について

令和5年7月
水産庁

- 1 TAC魚種拡大に向けた検討プロセス
- 2 TAC管理の柔軟な運用について
- 3 TAC管理導入当初の柔軟な運用(ステップアップ)
- 4 新たな資源管理システムにおける管理手法
- 5 IQ管理導入の状況
- 6 新たな資源管理システムにおける自主的な管理

1 T A C 魚種拡大に向けた検討プロセス

- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒管理の実施という流れが基本。
 - ① 「公表」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。
 - ② 「**検討部会**」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
 - ③ 「**SH会合**」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミングを示し、ここでは従来のT A C魚種と同様に、M S Yベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにT A C管理を行うにあたっての課題解決について議論。
 - ④ 「**水政審**」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規T A C魚種を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

◎ 「T A C 魚種拡大に向けたスケジュール」の例



2 TAC管理の柔軟な運用について

1. 社会経済的な要素を考慮した目標の設定

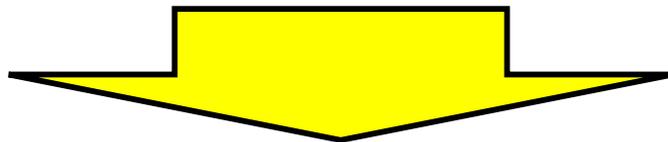
- 資源の利用実態等を基に、資源管理の目標を検討
(カタクチイワシ対馬暖流系群、マダイ日本海中西部・東シナ海系群)

2. TAC管理導入当初の柔軟な運用

- TAC管理のステップアップ

3. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応

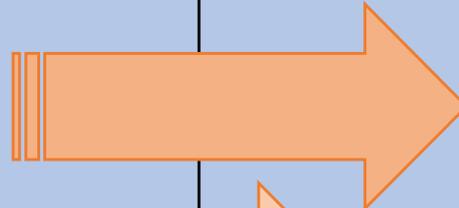
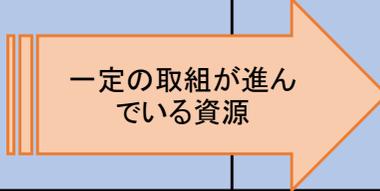
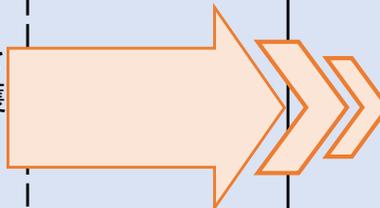
- 国の留保からの迅速な配分(75%ルール)、枠の融通、
翌年度からの繰入(マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群)、
大量来遊ルール(スケトウダラ太平洋系群) 等



今後も上記の既存の運用を活用しつつ、
引き続き、資源の特性や漁業の実態に応じた新たな運用を検討することで、
より良いTAC管理を実現

3 T A C管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ）

- 新たなT A C魚種については、通常のT A C管理への移行までのスケジュールを明確に規定した上で、T A C管理導入当初は柔軟な運用とし、段階的に改良していく「T A C管理のステップアップ」を導入。
- 「T A C管理のステップアップ」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、通常のT A C管理導入に向けたプロセスを確実にスケジュールどおり実施する。
- 具体的には以下の3つのステップに分けて進め、ステップ2までで基本的な調整を終了（最長3年間を想定）。

	現在	1年目	2・3年目	4年目～
<ステップ3> ①資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づくT A Cの設定 ②採捕停止命令を伴うT A C管理の実行 ③管理措置の早期レビュー及び必要な見直し		 最長3年間		
<ステップ2> ①都道府県等への配分の試行 ②ステップ3に向けて、管理の運用の検討・試行（目安数量に基づく助言・指導・勧告の実施や採捕停止命令の発出の仕方の検討）		  一定の取組が進んでいる資源		
<ステップ1> ①T A C報告の義務化 ②T A C報告状況の確認 ③T A C報告による情報収集体制の確立	電子的手法を活用した漁獲情報の収集			

4 新たな資源管理システムにおける管理手法

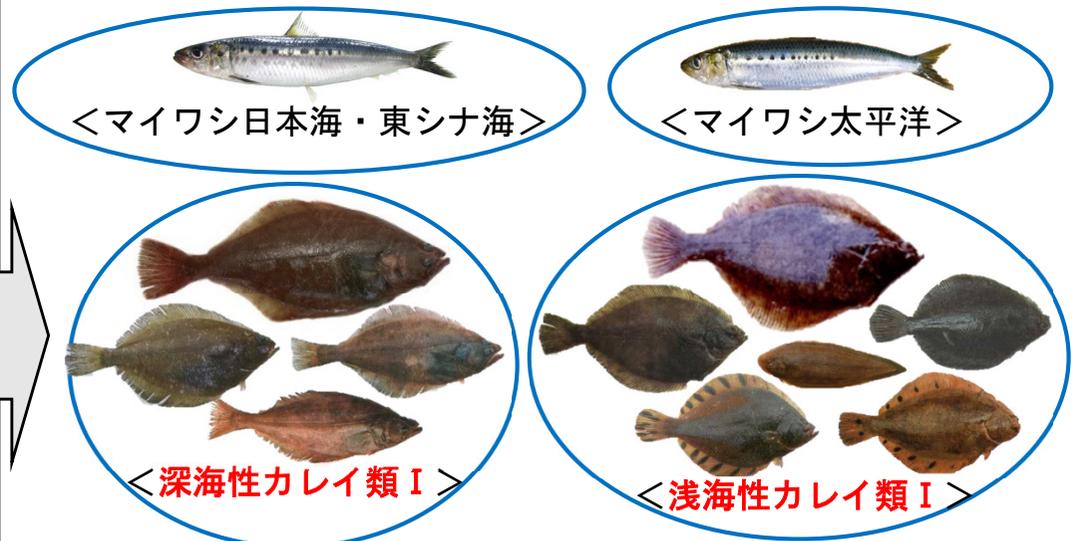
[TAC魚種の指定]

- TACによる管理を行う水産資源は、「特定水産資源（TAC魚種）」に指定する。
- ◎ 通常の場合は、1魚種1系群が1つのTAC魚種となる。（例：マイワシ太平洋）
- ◎ ただし、底びき網漁業などにより多数の類似種が一度に漁獲される場合には、複数の魚種・系群を一括りにして1つのTAC魚種（例：深海性カレイ類Ⅰ、深海性カレイ類Ⅱ、…、浅海性カレイ類Ⅰ、…）とする方向も検討可能。

[TACの数量の設定]

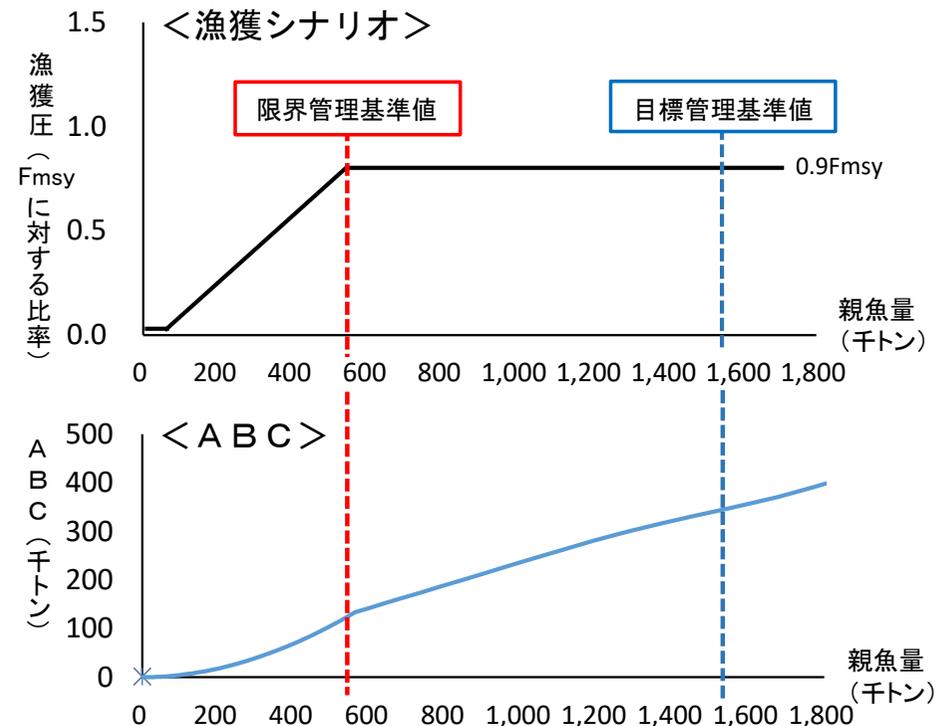
- TACは、資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定した生物学的許容漁獲量（ABC）の範囲内で設定する（これまでのTAC管理と同じ）。

【TAC魚種の指定（例）】



参照：わが国周辺の水産資源の現状を知るために <http://abchan.fra.go.jp/index.html>
 岩手県水産技術センターWeb魚類図鑑 https://www2.suigi.pref.iwate.jp/others_log/reference

【資源量、漁獲シナリオ、ABCの関係（イメージ）】



5 I Q管理の導入状況

大臣管理漁業	水産資源	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大中型まき網漁業	サバ類	→		
	マイワシ		→	
	太平洋クロマグロ (大型)		→	
いか釣り漁業	スルメイカ			→
北太平洋さんま漁業	サンマ			→
かじき等流し網漁業	太平洋クロマグロ (大型・小型)			→
かつお・まぐろ漁業 (近海 はえ縄)	太平洋クロマグロ (大型)		→	
かつお・まぐろ漁業 (遠洋 はえ縄)	ミナミマグロ	→		
	大西洋クロマグロ	→		

6 新たな資源管理システムにおける自主的な管理

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。

① 「資源管理協定」を策定する際には、

ア 資源評価*対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。

イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。

② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。

③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。

④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。

- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】

